

入札公告（電子入札案件）

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札公告に記載の工事は、技術資料を共通化できる内容であるため、一括して公告及び審査を実施する「一括審査」を適用する。

本件の競争参加資格の確認申請及び入札に当たっては、電子入札システムにおいて、工事ごとに案件登録されているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事ごとに「競争参加資格確認申請書」の提出及び「入札書及び入札金額の内訳書等入札の必要書類」の提出が必要である。

令和7年1月29日

福岡北九州高速道路公社
理 事 長 喜安 和秀

1. 工事概要

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行うことができる試行工事である。また、休日の確保を評価する現場閉所による週休2日工事（発注者指定方式 4週8休トライ型）の試行案件である。なお、詳細は「週休2日工事試行ガイドライン 福岡北九州高速道路公社」によるものとする。

※予定価格は、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に4週8休以上の現場閉所率を達成した場合の補正係数を乗じた費用を計上している。

工 事 名	1) 天神北～西公園（Ⅰ）しゃ音壁補修工事（R6-1） 2) 天神北～百道（Ⅳ）しゃ音壁補修工事（R6-2） 3) 千鳥橋JCT～呉服町（Ⅲ）しゃ音壁補修工事（R6-3） 4) 千鳥橋JCT～呉服町（Ⅲ）しゃ音壁補修工事（R6-4）
工 事 場 所	1) 福岡市中央区港3丁目～荒津2丁目地内 2) 福岡市中央区荒津2丁目～福浜1丁目地内 3) 福岡市博多区千代6丁目地内 4) 福岡市博多区千代6丁目～千代3丁目地内
工事内容	1) 天神北～西公園（Ⅰ）しゃ音壁補修工事（R6-1） 本工事は、福岡市中央区港3丁目～荒津2丁目地内において、しゃ音壁及び高欄の補修工事を行うものである。 ①工事延長：L＝412m ②工事区間：I1-287～I1-294（Ⅰ測線） ③工事内容： 鋼板製作工 0.5t しゃ音壁撤去工 820m ² しゃ音壁設置工 820m ² 支柱落下防止ワイヤー工 1式 高欄補修工 1式

工事内容	2) 天神北～百道 (Ⅳ) しや音壁補修工事 (R 6－2) 本工事は、福岡市中央区荒津2丁目～福浜1丁目地内において、しや音壁及び高欄の補修工事を行うものである。 ①工事延長：L＝3 9 5 m ②工事区間：Ⅰ 2－2 9 3～西公園入－2 (Ⅳ測線) Ⅰ 2－3 0 6～Ⅰ 2－3 0 9 (Ⅳ測線) Ⅰ 2－3 1 0～Ⅰ 2－3 1 7 (Ⅳ測線) ③工事内容： 支柱・鋼板製作工 5. 9 t しや音壁撤去工 8 0 0 m ² しや音壁設置工 3 8 0 m ² 支柱落下防止ワイヤー工 1 式 高欄補修工 1 式 雑工 1 式
	3) 千鳥橋 J C T～呉服町 (Ⅲ) しや音壁補修工事 (R 6－3) 本工事は、福岡市博多区千代6丁目地内において、しや音壁及び高欄の補修工事を行うものである。 ①工事延長：L＝3 2 1 m ②工事区間：千鳥2－2 2 1～Ⅱ 2－8 (Ⅲ測線) ③工事内容： 支柱製作工 9. 9 t しや音壁撤去工 6 4 0 m ² しや音壁設置工 6 4 0 m ² 支柱落下防止ワイヤー工 1 式 高欄補修工 1 式 雑工 1 式
	4) 千鳥橋 J C T～呉服町 (Ⅲ) しや音壁補修工事 (R 6－4) 本工事は、福岡市博多区千代6丁目～千代3丁目地内において、しや音壁及び高欄の補修工事を行うものである。 ①工事延長：L＝3 8 4 m ②工事区間：Ⅱ 2－9～Ⅱ 2－1 2 (Ⅲ測線) Ⅱ 2－1 6～Ⅱ 2－2 1 (Ⅲ測線) ③工事内容： 支柱製作工 1 2. 4 t しや音壁撤去工 7 7 0 m ² しや音壁設置工 7 7 0 m ² 支柱落下防止ワイヤー工 1 式 高欄補修工 1 式 雑工 1 式
工 期	1) 天神北～西公園 (Ⅰ) しや音壁補修工事 (R 6－1) 契約締結日の翌日から2 3 0 日 2) 天神北～百道 (Ⅳ) しや音壁補修工事 (R 6－2) 契約締結日の翌日から3 0 0 日 3) 千鳥橋 J C T～呉服町 (Ⅲ) しや音壁補修工事 (R 6－3) 契約締結日の翌日から3 9 0 日 4) 千鳥橋 J C T～呉服町 (Ⅲ) しや音壁補修工事 (R 6－4) 契約締結日の翌日から4 4 0 日

主 要 資 材	1) 天神北～西公園（Ⅰ）しゃ音壁補修工事（R 6－1） 外装板付吸音板 パネル落下防止ワイヤー 支柱落下防止ワイヤー シラン系含浸材
	2) 天神北～百道（Ⅳ）しゃ音壁補修工事（R 6－2） 外装板付吸音板 パネル落下防止ワイヤー 支柱落下防止ワイヤー 支柱回転防止ワイヤー シラン系含浸材 ポリマーセメントモルタル はく落防止用塗料
	3) 千鳥橋 J C T～呉服町（Ⅲ）しゃ音壁補修工事（R 6－3） 外装板付吸音板 パネル落下防止ワイヤー 支柱落下防止ワイヤー 支柱回転防止ワイヤー シラン系含浸材 はく落防止用塗料 コンクリート用防水塗料
	4) 千鳥橋 J C T～呉服町（Ⅲ）しゃ音壁補修工事（R 6－4） 外装板付吸音板 パネル落下防止ワイヤー 支柱落下防止ワイヤー 支柱回転防止ワイヤー シラン系含浸材 ポリマーセメントモルタル はく落防止用塗料 コンクリート用防水塗料
総合評価について	総合評価方式（簡易 A 型）
建設リサイクルについて	建設リサイクル 有 2) 天神北～百道（Ⅳ）しゃ音壁補修工事（R 6－2） 4) 千鳥橋 J C T～呉服町（Ⅲ）しゃ音壁補修工事（R 6－4） 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられている。 建設リサイクル 無 1) 天神北～西公園（Ⅰ）しゃ音壁補修工事（R 6－1） 3) 千鳥橋 J C T～呉服町（Ⅲ）しゃ音壁補修工事（R 6－3）
施工計画について	履行確認 有 簡易な施工計画について、履行確認を行う。
予 定 価 格	競争参加資格確認通知書にて通知する。
低入札価格調査	1)、2)、3) 及び 4) の工事は、最低制限価格制度を適用せず、 低入札価格調査制度を適用する工事 であり、「建設工事低入札価格調査試行要領」（以下「低入札価格調査試行要領」という。）に基づく調査基準価格及び失格基準価格を設けている。
調査基準価格	競争参加資格確認通知書にて通知する。

2. スケジュール

① 申請書等提出期間	令和7年1月30日から2月13日 17:00まで
② 競争参加資格の確認結果通知日	令和7年3月11日
③ 入札書等提出期間	令和7年3月12日から3月19日 15:00まで
④ 開札日時	1) 天神北～西公園 (I) しゃ音壁補修工事 (R6-1) 令和7年3月24日 13:30 (予定) 2) 天神北～百道 (IV) しゃ音壁補修工事 (R6-2) 令和7年3月24日 14:30 (予定) 3) 千鳥橋 JCT～呉服町 (III) しゃ音壁補修工事 (R6-3) 令和7年3月21日 14:30 (予定) 4) 千鳥橋 JCT～呉服町 (III) しゃ音壁補修工事 (R6-4) 令和7年3月21日 13:30 (予定)
注) 5. (5) ③に記載している工事において競争参加資格がないと認められた申請者がいた場合は、すべての工事について以下のとおりとする。	
⑤ 修正公告の予定日	令和7年3月11日
⑥ 変更後の入札書等提出期間	令和7年3月12日から4月10日 15:00まで
⑦ 変更後の開札日時	1) 天神北～西公園 (I) しゃ音壁補修工事 (R6-1) 令和7年4月14日 13:30 (予定) 2) 天神北～百道 (IV) しゃ音壁補修工事 (R6-2) 令和7年4月14日 14:30 (予定) 3) 千鳥橋 JCT～呉服町 (III) しゃ音壁補修工事 (R6-3) 令和7年4月11日 14:30 (予定) 4) 千鳥橋 JCT～呉服町 (III) しゃ音壁補修工事 (R6-4) 令和7年4月11日 13:30 (予定)

3. 競争参加資格

3-1. 個別事項

- (1) 競争参加者は、**単体**とする。
- (2) 当公社の令和6年度・令和7年度一般競争(指名競争)入札参加資格者名簿(令和6年8月1日版)(以下「入札参加資格者名簿」という。)において、**しゃ音壁工事**で認定されていること。
- (3) 入札参加資格者名簿に登録された、本店、支店又は営業所等の住所が、**福岡県内**であること。
- (4) 競争参加資格に掲げる施工実績及び工事成績が、特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)の構成員としての施工実績の場合は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
- (5) 令和2年4月1日から競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期間の最終日までに元請として完成・引渡し完了した、当公社発注工事(工事種別はしゃ音壁工事に限る。)の施工実績がある場合は、そのすべての工事成績評定通知書の評定点の平均が65点以上であること(施工実績は、特定JVの場合も含む。)
 なお、この競争参加資格条件は、当該施工実績がある場合にのみ付される条件であるため、当該施工実績がない場合は、この条件を満たす必要はない。
- (6) 平成21年4月1日から申請書及び資料(以下「申請書等」という。)の提出期間の最終日までに元請として完成・引渡し完了した、国、地方公共団体、公共法人(法人税法別表第1に掲げるもの。)、

公益法人等（法人税法別表第2に掲げるもの。）又は国土交通省令（建設業法施行規則第18条）で定める法人が発注した、次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。

ただし、当該実績が、当公社発注工事である場合は、工事成績評定通知書の評定点が6.5点以上のものであること（当該実績が、当公社発注工事でない場合は、この評定点が6.5点以上のものという条件を満たす必要はない。）。

【同種工事】

しゃ音壁の取替又は新設工事のいずれかに係る工事であること。

ただし、以下の条件を満たすこと。

a. 供用中の自動車専用道路^{※1}又は高速自動車国道^{※2}の交通規制を伴う工事であること。

※1：自動車専用道路とは、道路法第48条の2により指定された道路とする。

※2：高速自動車国道とは、高速自動車国道法第4条により指定された道路とする。

(7) 簡易な施工計画が適切であること。適切であるとは、必要事項の記載があり、かつ、発注者が示す課題を明らかに逸脱したものでないことをいう。

記載が適切であれば可とし、不適切であれば不可とする。また、記載がない場合も不可とする。不可の場合は、競争参加資格はないものとする。

また、本入札説明書に記載の複数の工事に参加を希望する場合、簡易な施工計画は共通とし、工事ごとに異なる簡易な施工計画を提出した場合は、希望するすべての工事の競争参加資格はないものとする。

(8) 次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を本工事に専任で配置できること。

その旨を明示する資料の提出がなされない場合は、競争参加資格はないものとする。

※ 建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。

① 配置予定の主任（監理）技術者は、申請書等の提出期間の最終日において所属業者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが証明できること。

② 1級土木施工管理技士又は技術士〔建設部門又は総合技術監理部門（建設部門関連科目）〕の資格を有する者であること。

③ 監理技術者にあつては、申請書等の提出期間の最終日において、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④ 配置予定技術者は、申請書等の提出期間の最終日において、他の工事（当公社以外の発注工事を含む。）に配置されている者についても申請は可とするが、契約後直ちに現場に専任者として配置できること。ただし、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）については、工事現場への専任を要しない。

⑤ 平成21年4月1日から申請書等の提出期間の最終日までに元請として完成・引渡し完了した、国、地方公共団体、公共法人（法人税法別表第1に掲げるもの。）、公益法人等（法人税法別表第2に掲げるもの。）又は国土交通省令（建設業法施行規則第18条）で定める法人が発注した、次に掲げる同種工事に技術者（監理技術者、主任技術者、特例監理技術者、現場代理人、監

理技術者補佐又は担当技術者)として従事した施工実績を有すること。

ただし、当該実績が、当公社発注工事である場合は、工事成績評定通知書の評定点が65点以上のものであること(当該実績が、当公社発注工事でない場合は、この評定点が65点以上のものという条件を満たす必要はない)。

なお、競争参加資格に掲げる配置予定技術者の施工実績及び工事成績における従事期間は、1年未満の実工期にあつては実工期の1/2以上であること、1年以上の実工期にあつては180日以上であること。

【同種工事】

しゃ音壁の取替又は新設工事のいずれかに係る工事であること。

ただし、以下の条件を満たすこと。

a. 供用中の自動車専用道路^{※1}又は高速自動車国道^{※2}の交通規制を伴う工事であること。

※1：自動車専用道路とは、道路法第48条の2により指定された道路とする。

※2：高速自動車国道とは、高速自動車国道法第4条により指定された道路とする。

(9) 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下「特例監理技術者」という。)の配置を行う場合は以下の①～⑩の要件を全て満たさなければならない。「特例監理技術者」を配置する場合においては、本入札公告に示す「監理技術者」を「特例監理技術者」と読み替えるものとする。

- ① 建設業法第26条第3項ただし書による**監理技術者の補佐する者**(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
- ② **監理技術者補佐**は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、**特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。**
- ③ 監理技術者補佐は、所属業者と**3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。**
- ④ 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め**同時に2件までとする。**(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であつて、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一つの工事とみなす。)
- ⑤ 特例監理技術者が兼務できる工事は、**福岡県内の工事**でなければならない。
- ⑥ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- ⑦ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ⑧ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- ⑨ 特例監理技術者が兼務できる工事は、**維持工事[※]以外の工事**でなければならない。

※維持工事とは、通年維持工事等(24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事)をいう。

- ⑩ 入札に参加する本工事は、低入札価格調査試行要領による調査基準価格を下回った価格による契約でないこと。

(10) 当公社が発注する下記の工事のうち、いずれか1件を落札した者は、その他3件の工事の入札参加資格はないものとする（その他3件の工事の入札は無効として取り扱う。）。

なお、概算金額の高い工事から開札する。

- ・ 千鳥橋 J C T～呉服町（Ⅲ）しゃ音壁補修工事（R 6－4）
- ・ 千鳥橋 J C T～呉服町（Ⅲ）しゃ音壁補修工事（R 6－3）
- ・ 天神北～西公園（Ⅰ）しゃ音壁補修工事（R 6－1）
- ・ 天神北～百道（Ⅳ）しゃ音壁補修工事（R 6－2）

3－2. 一般的事項

(1) 工事等請負業者の選定に関する細則（平成12年9月20日福岡北九州高速道路公社細則第8号）第3条に該当する者でないこと。

(2) 入札に参加しようとする者の間に以下の①から③のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、当公社の競争入札心得（電子入札）（以下「競争入札心得」という。）第9条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（ア）親会社と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

なお、親会社、子会社の定義は次のとおり。

- ・ 会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社、子会社

② 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、（ア）については会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(3) 申請書等の提出期間の最終日から開札の時までの期間に、福岡北九州高速道路公社指名停止等措置要領（平成14年3月11日理事長通達第15号。以下「指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、当公社発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。また、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。

4. 総合評価に関する事項等

(1) 評価項目と評価基準

別表1の各評価項目について、評価基準に基づき評価し加点する。

(2) 総合評価の方法

「3. 競争参加資格」を満たす入札参加者すべてに標準点（100点）を与え、さらに上記（1）について評価し、0～30点の範囲で加算点を加える。

評価項目は別表1のとおりとし、評価項目ごとの評価点は2～5段階で評価を行う。

$\begin{aligned}\text{標準点} + \text{加算点} &= 100\text{点} + (0 \sim 30\text{点}) \\ \text{評価値} &= (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格} \times 100,000,000\end{aligned}$
--

(3) 落札方式

① 入札参加者は、入札価格及び技術資料をもって入札し、次の（ア）及び（イ）の要件に該当する者のうち、（2）によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札候補者とする。

（ア）入札価格が予定価格の制限範囲内かつ低入札価格調査試行要領第7条第1項に基づく失格基準価格以上であること。

（イ）評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値に1億を乗じた数値に対して下回らないこと。

(4) 総合評価に係る技術資料の作成方法

入札説明書に基づき作成すること。

5. 入札手続等

(1) 担当部課

〒812-0055 福岡市東区東浜二丁目7番53号

福岡北九州高速道路公社 総務部 財務課 契約係 電話 092-631-3289

(2) 入札説明書・申請様式・設計書等の取得方法

当公社の情報公開システムからダウンロードすること。

【アドレス】

<https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/login?name1=06A0064006400600>

(3) 申請書等の提出期間及び提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者は、次に従い、申請書等を提出しなければならない。

① 提出期間：令和7年1月30日から2月13日 17：00まで

② 提出方法：電子入札システム及び郵送等によること。

・持参による提出は受け付けない。

(4) 入札書及び入札金額の内訳書等入札の必要書類（以下「入札書等」という。）の提出期間及び提出方法

① 提出期間：令和7年3月12日から3月19日 15：00まで

② 提出方法：電子入札システムによること。

(5) 開札の日時及び場所

① 日 時： 1) 千鳥橋 JCT～呉服町 (Ⅲ) しゃ音壁補修工事 (R6-4)

令和7年3月21日 13:30 (予定)

2) 千鳥橋 JCT～呉服町 (Ⅲ) しゃ音壁補修工事 (R6-3)

令和7年3月21日 14:30 (予定)

3) 天神北～西公園 (Ⅰ) しゃ音壁補修工事 (R6-1)

令和7年3月24日 13:30 (予定)

4) 天神北～百道 (Ⅳ) しゃ音壁補修工事 (R6-2)

令和7年3月24日 14:30 (予定)

② 場 所：福岡市東区東浜二丁目7番53号

当公社4階 総務部 財務課

③ そ の 他：

- ・ 下記の工事において、競争参加資格が認められない申請者がいた場合は、すべての工事について開札日時を変更する。ただし、開札の順番は変更しない。

下記の工事のいずれかが入札中止となった場合、他の入札中止となっていない工事の開札日時は変更しない。

- ・ 千鳥橋 JCT～呉服町 (Ⅲ) しゃ音壁補修工事 (R6-4)
- ・ 千鳥橋 JCT～呉服町 (Ⅲ) しゃ音壁補修工事 (R6-3)
- ・ 天神北～西公園 (Ⅰ) しゃ音壁補修工事 (R6-1)
- ・ 天神北～百道 (Ⅳ) しゃ音壁補修工事 (R6-2)

- ・ 競争参加資格が認められない申請者がいた場合は、修正公告を行い、次のとおりスケジュールを変更するため、必ず当公社のホームページを確認すること。

・ 修正公告の予定日 令和7年3月11日

・ 変更後の入札書等提出期間 令和7年3月12日から4月10日 15:00まで

・ 変更後の開札日時 1) 千鳥橋 JCT～呉服町 (Ⅲ) しゃ音壁補修工事 (R6-4)

令和7年4月11日 13:30 (予定)

2) 千鳥橋 JCT～呉服町 (Ⅲ) しゃ音壁補修工事 (R6-3)

令和7年4月11日 14:30 (予定)

3) 天神北～西公園 (Ⅰ) しゃ音壁補修工事 (R6-1)

令和7年4月14日 13:30 (予定)

4) 天神北～百道 (Ⅳ) しゃ音壁補修工事 (R6-2)

令和7年4月14日 14:30 (予定)

6. 入札の無効等

(1) 次の各号に掲げる入札は無効とする。

- ① 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
- ② 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- ③ 別添の現場説明書において示した「入札上の注意事項」に違反した入札
- ④ 工事請負契約等の取扱いに関する細則（平成12年9月20日福岡北九州高速道路公社細則第7号）第10条の各号に掲げる入札
- ⑤ 競争入札心得第11条の各号に掲げる入札
- ⑥ 調査基準価格を下回った価格で入札を行う者であって、入札書提出時に、低入札価格調査票の提出がない入札

なお、低入札価格調査票は、低入札価格調査試行要領及び低入札価格調査資料作成マニュアルに基づき作成すること。

(2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すこととする。

また、競争参加資格があることを確認された者であっても、開札の時に指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者及び3. に掲げる資格のない者に該当することとなった者は、競争参加資格のない者に該当する。

7. 低入札価格調査の適用

(1) 失格基準価格

低入札価格調査試行要領第7条に基づき、**失格基準価格を下回った価格で入札を行った者は、低入札価格調査を行わずに失格とする。**失格基準価格の算定方法について入札説明書によるものとする。

(2) 調査基準価格を下回った価格で契約する場合の条件

- ① 工事請負契約書（以下「契約書」という。）第4条第2項及び第5項に規定する契約保証金の額を、請負代金額（税込）の10分の3以上とすること。
- ② 契約書第52条第2項に規定する違約金の額は、請負代金額（税込）の10分の3とすること。
- ③ **予定価格（税込）が5億円以上の工事においては、契約書第10条第1項各号に規定する主任技術者又は監理技術者とは別に、3. 3-1. (8) に規定する入札参加条件を満たす技術者（以下「増員配置技術者」という。）1名を専任で配置することとする。**

なお、増員配置技術者は、適正な施工と品質確保の徹底のため、施工中、主任技術者又は監理技術者を補助し、主任技術者及び監理技術者と同様に施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理、指導監督等の職務を行うこと。

- ④ **予定価格（税込）が5億円未満の工事においては、主任技術者又は監理技術者は専任で配置すること。（現場代理人との兼務は認めないものとする。）**
- ⑤ **現場代理人及び技術者（監理技術者、主任技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐又は増員配置技術者）は、他工事との兼務を認めないものとする。**

8. その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 : 免除

② 契約保証金 : 要

(2) 落札者の決定方法

入札価格が予定価格と失格基準価格の範囲内で有効な入札を行った者のうち、4. によって得られた評価値の最も高い者を落札候補者とし、落札者の決定方法については、入札説明書によるものとする。

(3) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合のほかは、申請書等の差替えは認められない。

(4) 電子による入札参加ができない場合

I Cカードの取得手続中やシステム障害等のために、やむを得ず紙入札による申請を行う場合は、上記5.(1)の担当部課に電話連絡し、指示に従うこと。また、福岡北九州高速道路公社電子入札実施要領及び競争入札心得を熟読すること。

(5) 詳細は入札説明書による。